

2017年度 法学部・法学会共催 春季講演会

# 日本の男女平等参画の基本 原則と活動 — 名古屋市を例に

講師： 檜崎 早百合 氏

(名古屋市総務局男女平等参画推進室長)

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）と定義されています。名古屋市ではその実現をめざすため、男女平等参画推進室が設置され、現在「名古屋市男女平等参画基本計画2020」に基づき、様々な施策を展開しています。今回の講演会では、南山大学卒業生で、名古屋市総務局男女平等参画推進室長でいらっしゃる檜崎早百合氏を講師にお招きし、男女平等参画の取り組みをお話いただきます。

日時：7月13日（木）

9時20分～10時50分

会場：B棟31教室



## ◆講師からのメッセージ◆

なぜ、いま「女性の活躍」が国の成長戦略の中枢に位置づけられているのか…考えたことはありませんか？男女平等の視点で理解できます。男女平等は一番身近な人権問題といわれ、これから社会人をスタートする皆さんにとって、今後の人生を豊かにするためにきっと役に立つ視点と信じています。

※法学部学生、法務研究科学生に限らず、学内の方、どなたでも聴講歓迎します。